

令和3年5月25日

所 属 長

各 位

教 職 員

学 長 吉 田 謙 一 郎

新型コロナウイルスへの対応について（第7報）

現在、本学における上記感染症対策のための基本方針については「レベル2.5」であり、既にホームページ等で周知しているところではありますが、感染拡大防止のため教職員の体調管理と健康観察について、改めて以下のとおりお知らせします。

記

1. 体調管理・健康観察について

従来同様、新しい生活様式による感染予防策、体調管理及び健康観察を行ってください。また、①～③のいずれかの症状がある場合には、保健所に開設されている相談センターに連絡し、その指示に従ってください。

① 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 2 日以上続く場合

（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）

② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

③ 急に匂いもしくは味を感じなくなった。

◆ 同居者が①～③のいずれかに該当する場合も、出勤する前に所属長に連絡して相談する。

◆ 次の場合は出勤せず、所属長に連絡して相談する。

・過去 2 週間以内に接触した家族・友人等が新型コロナウイルスに感染またはその濃厚接触者と認定された場合。

・出勤の判断に迷う場合、あるいは少しでも体調不良がある場合。

2. 行動全般における注意事項

- ・過去 2 週間の行動履歴が不明な人との接触や会食はなるべく控える。
- ・「新しい生活様式」の実践が難しい施設への立ち入りや利用は避ける。
- ・会食等を計画する場合は、3密を避け各部署の機能を損なうことのないよう配慮する。
- ・体調が優れないときは、無理な移動や会食は行わない。

◆ 万一、感染あるいはその疑いと診断された場合、主治医の指示に従い出勤はせず、速やかに所属長及び担当窓口に報告してください。

◆ 感染が疑われた場合、14日前まで遡って詳細な行動履歴を調査されることとなりますので、各自記録して保存しておいてください。

以 上